条例策定経過の課題一覧

（各グループが全体会議の課題としたもの）

条例の名称

仮置きしている前文の中で「北本市自治基本条例」としており、条例の正式名称を「北本市自治基本条例」としてよいか確認する

参考）山口教授のアドバイス（６月２３日第８回議事録より） 「自治基本条例とまちづくり基本条例の違いについて」 まちづくり基本条例は、このようなまちをつくっていきましょうというものであり、自治基本条例は、自治体機構の在り方や市民の役割、議会の役割等を規定し、行政組織をどう動かしていくかということを規定することが多いようです。

１　前文

【課題１】条文の内容に即して前文の見直しをする

個々の条文の修正、整理を行う中で、前文の見直しも図っていくことが必要です。

２　目的

【課題２】条例の内容との整合を図る

最終的には、条例全体を通じ、条例の内容と目的との整合を図ることが必要。

３　定義

【課題３】定義すべき言葉とその言葉の意味の確認を行う

各条文ができあがった段階で、定義すべき用語及びその内容について、調整し、確定する必要があります。

【課題４】定義する言葉の内容

ア　市民に事業者を含むか否か、固定資産所有者をどう捉えるか。

イ　コミュニティについての定義をどうするのか。

【課題５】定義の確認

条例全体を通じての用語の使用方法が、ここでの定義と別の意味で使われていないかを確認する必要があります。

【課題６】条文の内容について

ア　⑵の事業者について

その他の事業活動として想定されるものがなければ削除した方が良いか

イ　⑶の協働について

課題の解決に限定されないのではないかとの意見がある。

ウ　「北本市市民と行政との協働推進計画」での協働の定義との整合性

参考）「北本市市民と行政との協働推進計画」より抜粋 ⑴　協働 より良いまち、暮らしやすいまちをつくるために、「異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向けて、応分の責任を持ち、期限を決めて協力すること」と定義します。 また、協働を進めるにあたって、協働するそれぞれの主体は、「それぞれの特性・役割・能力を認識・尊重し、相互に連携・補完しながら、共に責任を分担し、相乗効果を生み出しながら課題解決に向けて協力する」ことが必要です。

エ　⑹の住民自治推進市民委員会について

委員会の名称はいずれにしろ、２０市民委員会の設置でどのような委員会か説明すれば、ここで用語の定義は不要と思う。

4　基本原則

【課題７】基本原則の内容について

ここで示した情報共有の原則、参加の原則、協働の原則のほかにも、住民自治の原則、地域尊重の原則等を規定することが考えられます。これは、全体会で検討する必要があると思われます。

【課題８】別に定める必要のある規定

市民参加をより具体的に実行するための手段としての市民の代表による住民自治推進市民委員会（仮称）等の設置への言及、法令の自主解釈権についての規定等も別に定めておく必要があると考えます。

【課題９】条文の内容について

第２項について、「意思決定」に市民が参加できるか。「１５参加の権利・責務」の第１項中の「あらゆる過程に参加する権利を有する。」との整合性を図る必要がある。

5　市民の権利・義務

【課題１０】市民の定義について

「市民」の定義については、「市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者並びに市内に土地又は家屋を所有する者」としましたが、市外に住む「市内に土地又は家屋を所有する者」を市民に含むかどうか検討が必要です。

１１　説明責任

【課題１１】情報公開について

情報公開については、北本市情報公開条例及び同施行規則がありますが、これらの法規だけで充分なのかどうかを検討する必要があります。

【課題１２】「市民委員会」について

政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織として「市民委員会」等を組織している自治体もあり、当市においてもその

ような組織を設置することが望ましいと考えます。市民委員会の実施要綱等については、別途検討し、実効性のあるものを位置付ける必要があります。

１４　参加・協働の推進

【課題１３】市議会との関わりにおける市民参加について

ここでは、条例の制定･改廃についての市民参加に関して規定しましたが、市議会との関わりについては、更に深く検討する必要があります。

１５　参加の権利・責務

【課題１４】懇話会全体で討議すべきこととした私案の提案

（当面の協働の重点事項）

1　市と市民は、市の財政についての共通認識を保有するために、財政状況の解析による共通理解の形成及び財政改善に向けて協働しなければならない。

2　市と市民は、圏央道や上尾バイパスの開通に伴う環境変動を注視し、市の自然環境と市民の生活環境に負の影響を及ぼす恐れのあると思える現象については、互いに通告し、評価と問題の解決に向けて協働しなければならない。

3　市と市民は、緑に囲まれた文化都市建設の推進のため、緑の保全と創造について協働しなければならない。

この条例の中での取り扱いについては、懇話会全体で討議すべきことであると考えるので、私案として提案する。

１８　住民投票

【課題１５】住民投票と議会との関係

住民投票の結果と議会の議決権との関係については、懇話会全体として更に議論すべきものであることとしました。

【課題１６】直接請求の条件

署名数などの具体的な要件は、長や議員の解職請求は「有権者数の３分

の１」と自治法に規定されていることなどを参考に、住民投票の重要度を勘案し、どの要件が適当か、他市の事例を含め、今後の課題としました。

２０　市民委員会の設置

【課題１７】委員会のあり方について

この委員会がどのような役割を担うべきかについても議論しましたが、市民グループでは、チェック機関として条例の適切な運用、見直しの検討を主な役割とし、政策立案、予算編成などの役割については、市民の自発性に委ねるべき事項としました。今後、各グループでの委員会の位置づけについて議論が必要です。

「２０　市民委員会の設置」に関する各グループの相違点

項目		総則Ｇ	行政・議会Ｇ	市民Ｇ
名称（仮称）		住民自治推進市民委員会	市民委員会	北本市自治委員会
在り方		組織	組織	組織（市長の諮問機関）
目的		市民が市政参加を行うひとつの手段として設ける市民代表による委員会	政策の立案や実施にあたり、市民からの意見を反映させるための組織	条例が正しく運用されているか検証し、条例の見直しを検討する附属機関
役割	条例検証	○	○	○
	条例見直	○	○	○
	意見表明	○	○	×
	政策立案	○	×	×
	予算編成	○	×	×

２８　総合的な行政サービスの提供

【課題１８】項目の統合を確認

他の規定で同旨の内容が読み取れるものがあれば、他条項と合体できる余地があるものと考えます。２２（市の執行機関の基本的な役割・責務）第２項、２５（執行機関の組織・執行体制）と同趣旨を理由に統廃合とする。

★その他　条文化が考えられる項目

Ａ　子育てに関する規定

・　市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。 ・　市は、市民とともに子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する ・　市民は、子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する。 ２　市は、子どもが健全に育つ環境をつくるために必要な施策を講じなければならない。

【課題１９】条文の内容と「子ども」の定義について

　どのような条文にするかについては、全体で話すべき内容といたしました。

　この項目を設けるにあたり、「子ども」の定義が必要となります。児童福祉法に規定する者としての未成年（１８歳未満)、扶養されている期間、義務教育の期間等の意見が出ましたが、全体会での議論が必要です。

Ｂ－１　安心・安全に関する規定

市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない。 ２　市は、災害等における危機管理体制を確立し、可能な限り市民の安全を確保しなければならない。 ３　市民は、災害時等においては、市民自らの安全を確保できる範囲で協力するよう努める。

Ｂ－２　危機管理体制の確立

市は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

C　緑の保全に関する規定

市及び市民並びに事業者は、本市の豊かな自然を尊重し、緑と里山が保全されるよう努めなければならない。

【課題２０】緑の定義について

「緑」のなかにも、さまざまな「緑」があり、雑木林、山林、斜面林、里山、屋敷林、農地、家庭の庭など広い捉え方がなされているため、「緑」について定義が必要とともに、保全のための方策を考えなければなりません。

【課題２１】前文への記載の必要性の有無

市民ワークショップや懇話会の議論でも毎回本市の「みどりの保護」が話題になります。本市の市民憲章や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市」にも記載があるように、緑、自然環境が本市の特色となっているため、自治基本条例にも項目を設定し、前文に記載することを提案します。